

## 公 表

# 第3回若年者ものづくり競技大会「旋盤」職種 競技課題

次の注意事項及び仕様に従って、課題図に示す部品を製作しなさい

### 1 競技時間

標準時間 3 時間 00 分  
打ち切り時間 3 時間 30 分

### 2 競技用機械

普通旋盤 ワシノ LEO80-A 型 心間 800 mm・5.5kw、四ツ爪単動チャック

### 3 注意事項

- (1) 支給された材料の寸法、数量等が「支給材料」のとおりであることを確認すること。
- (2) 支給された材料に異常がある場合は、競技委員に申し出ること。
- (3) 使用工具は「使用工具等一覧表」で指定した以外のものは使用しないこと。
- (4) デジタル式位置表示装置が機械に装備されている場合、その装置は使用してはならない。
- (5) 機械（旋盤）には切り屑カバーが装着されている場合、競技中はこれを取り外すことを禁止する。
- (6) 工具整理台は、選手1人につき1台、競技会場で準備したもの（405mm×605mm×高さ880mm\*）を使用すること。

\* 50mm縁付きのため、ワゴンの作業面までの高さは830mm

- (7) 選手の責めにより、競技中に使用機械、工具、測定器等を損傷しても再貸与しない。なお、使用機械（旋盤）の損傷について、選手の操作誤りなど明らかに選手の責めによるものと認められ、当該機がそのままの状態で使用不可となった場合（メーカ技術者による修理作業を要する場合）は、失格扱いとする。

- (8) 競技中は使用工具の貸し借りを禁止する。

- (9) 競技開始前に、機械の操作方法、機械のくせ等を習熟するための練習時間を設けてあるので次の事項に留意して実施すること。

イ 機械の操作方法について不明な点があれば競技委員に申し出ること。

ロ 練習時間が終了したら機械をもとの状態に戻すこと。

（往復台：右側、横送り：手前側、チャックの爪は閉じる）

- (10) 競技中においては、刃物をハンドラッパ又は油といしでの再研削はしてもよいものとする。ただし、再研削時間は競技の時間に含まれるものとする。

- (11) 競技中においてはグラインダによる再研削は禁止する。

- (12) テーパ、ネジの模範を使用する（持ち込む）ことを禁止する。

- (13) 作業の服装等は、作業に適したものであること。

- (14) 標準時間を越えて作業を行った場合は、超過時間に応じて減点される。なお、時間の計測は、開始の合図から、競技委員に機械加工終了の意思表示を行った時点までとする。

- (15) 競技終了後はいかなる加工も行ってはならない。

- (16) 競技中に選手が原因でトラブルが生じ、付添い人等による補助を必要とした場合は、減点対象となる。

- (17) 上記（3）～（8）、（11）～（13）及び（15）に示す事項を逸脱した場合は、減点対象または、状況に応じて失格扱いとする。

#### 4 仕様等

##### (1) 課題図

別添「競技課題図」に示すとおり。

##### (2) 材料図

別添「競技材料図」に示すとおり

##### (3) 試し削り図

別添「競技試し削り図」に示すとおり。

#### 5 その他

##### (1) 競技前日に試し削りの時間を 60 分設ける。

##### (2) 試し削り用材料として、「競技材料図」に示す材料について、次のとおり配布する。

材料 ① …… 2 個

材料 ② …… 1 個

試し削りは、配布した材料のうち、材料①の 1 個および材料②の 1 個により、「試し削り図」に基づいて行うこと。なお、試し削り終了後、配布した材料（試し削り後のもの）を回収し、競技開始前に再配布する。また、配布した材料のうち、材料①の 1 個については、試し削り時間内に自由に切削しても構わない（加工形状は任意）。